明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七四）　二
○地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七五）　二
○国土強靱化推進本部令（二七六）　二
〔府　令〕
○地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七六）　三
○火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七七）　四
〔省　令〕
○農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　四
〔告　示〕
○添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程の一部を改正する件（内閣府一〇九）　四
○登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（総務二五四）　五
○登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（同二五五）　五
○令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一六）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務二七一）　六
○肥料を登録した件（農林水産一六七五）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一一三四）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一一三五）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣法制局　法務省　財務省　最高裁判所　八
〔人事異動〕
内閣官房　八
官庁事項　八
特定保安林の指定について（農林水産省）　八
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　八
労働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（近畿地方交通審議会、中国同）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、直轄災害復旧事業の完了、福島特別直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七四号）（内閣府本府）

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第一七号）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

◇地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七五号）（内閣府本府）

1　地域再生法（平成一七年法律第二四号）第一七条の四六の政令で定める技術的基準については、第一四条の規定を準用することとした。また、この場合において必要な読替えを定めることとした。（第一条関係）

2　地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第一七号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律施行令（昭和二六年政令第七八号）について所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一〇月一日）から施行することとした。

◇国土強靱化推進本部令（政令第二七六号）（内閣官房）

1　国土強靱化推進会議

㈠　国土強靱化推進会議（㈡及び㈢において「推進会議」という。）の議長は、会務を総理し、推進会議を代表し、議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。（第一条関係）

㈡　推進会議の運営について所要の規定を整備することとした。（第二条関係）

2　国土強靱化推進本部の運営

この政令に定めるもののほか、国土強靱化推進本部の運営に関し必要な事項は、国土強靱化推進本部長が国土強靱化推進本部に諮って定めることとした。（第三条関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。